

第3次

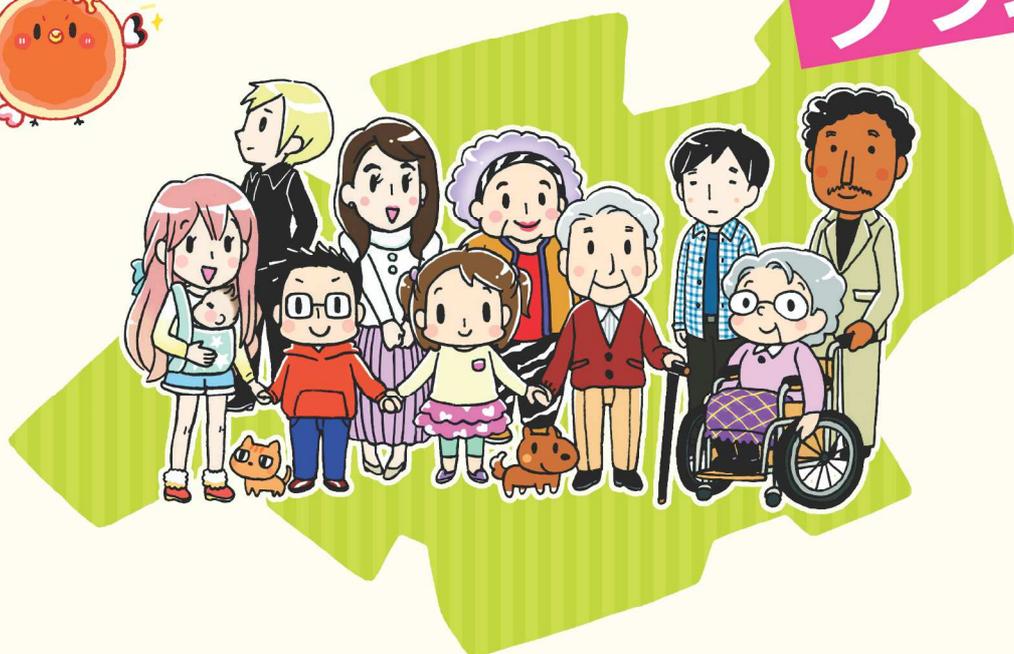
鶴ヶ島市地域福祉計画

鶴ヶ島市社会福祉協議会
地域福祉活動計画

令和4年度～令和8年度

つる♡ほっと

プラン



基本理念

誰もが安心していきいきと
暮らせるまちをつくります

～鶴ヶ島の地域共生社会の構築をめざして～

令和4年3月

鶴ヶ島市・鶴ヶ島市社会福祉協議会

つる♡ほっとちゃんと学ぼう!



第3次鶴ヶ島市地域福祉計画・地域福祉活動計画のイメージキャラクターの「つる♡ほっと」です♪ 私と一緒に地域福祉のことを学びましょう!!



地域福祉活動計画 って何?

地域福祉活動計画とは、全国社会福祉協議会が提唱する「地域福祉活動」の取り組みの方向性を示す計画です。また、市の地域福祉計画と協働しながら、社会福祉協議会や住民組織、住民の地域福祉を推進する上での基本的な取り組みの方向性を示す計画でもあります。



地域共生社会 地域福祉 って何?

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民の皆さんや地域の多様な主体が「我が事」として加わり、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らし・生きがい・地域をともに創っていく社会のことです。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市民、自治会、市民活動団体などのさまざまな活動主体と市や社会福祉協議会などが支え合い、協働して進めていく、地域づくりの取り組みのことです。



地域で暮らすみんなの声を どう取り入れたの?

市民意識調査、事業者（専門職）・団体アンケート、こども意識調査、地域別懇談会、市民コメントを実施しました。また、各調査などから出た意見は、鶴ヶ島市地域福祉審議会・鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会で審議し、計画に反映しました。



地域福祉計画 って何?

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条の規定により策定する行政計画です。

また、地域福祉を推進するための方向性を明確にし、福祉分野の横断的な取り組みなどについて示す計画でもあります。



計画の具体的な取り組みを 教えて!

具体的な取り組みは、重点施策、基本方針Ⅰ・Ⅱ・Ⅲです。詳しくは、3～6ページをみてください。



重点施策 包括的な支援体制づくり



複雑化・複合化した課題の解決に向けた支援のために、支援を必要とする人（世帯や支援対象者）をさまざまな活動主体（市民、自治会、市民活動団体、民生委員・児童委員、民間事業者、社会福祉法人など）とともに包括的に支援する地域をめざします。

市民

自治会、市民活動団体などへの加入・参加・協力など、身近なところで何ができるのかを考え、ともに支え合いながら、自主的な地域活動の実践を通じて地域福祉が実現されることが期待されます。

自治会などの地縁型コミュニティ

誰もが日常的に地域とつながりを持ち続けるために、地縁による隣近所の関係性の中での見守りや声かけなどの取り組みを充実させていくことが期待されます。

市民活動団体

団体のさまざまな活動を通じ、地域の見守り・支え合い活動の主体（担い手）となるとともに、地域福祉活動の実践や地域生活課題の解決に向けた取り組みを充実させていくことが期待されます。

I. 人と人がつながる地域づくり

（地域づくりに向けた支援）
別々の活動やコミュニティが重なり合う部分（人や場など）をつなぎ合わせていく

II. 地域生活課題を受けとめ支え合う仕組みづくり

（参加支援）
課題を抱えた人や世帯が、地域とつながるよう支援する

多様な分野における人のつながりが必要です

専門職のネットワーク（多機関協働）であなたを支える

III. 安心して暮らせるまちの地域包括支援体制づくり

（相談支援）
課題を抱えた人や世帯が地域専門職による相談に繋がる

市

社会福祉協議会

民生委員・児童委員

市民の立場に立った福祉的視点からの相談援助を行うとともに、地域に密着した活動を通じて支援の必要な人や地域生活課題の発見を行う。また、市や社会福祉協議会との情報共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

民間事業者

市内の商店や企業などが持つ多様な資源を活かし、さまざまな活動主体との連携を通じた社会貢献活動などに取り組むことが期待されます。

社会福祉法人

質の高いサービスの向上と、多様なサービスの提供を自主的に図るとともに、専門性を活かし、積極的に地域福祉の拠点としての役割を発揮し、地域福祉のネットワークに関わることが期待されます。

【実現に向けての取り組み】

- ① 複雑化・複合化した課題（社会的孤立、8050問題、ケアラー、ヤングケアラー制度の狭間の問題など）に対応するため、各相談支援機関などの相互の有機的な連携により、包括的な支援体制づくりを推進します。
- ② 地域包括ケアシステムを推進します。
- ③ 地域生活課題を共有する場や地域福祉に関する要望を把握する場を設けます。
- ④ さまざまな活動主体同士が繋がる場を設けます。
- ⑤ 地域の課題解決に取り組むため、コミュニティソーシャルワーカーの配置などを推進します。

基本方針Ⅰ. 人と人がつながる地域づくり（地域づくりに向けた支援）

基本施策Ⅰ-1. 持続可能な地域づくりを支える人材育成

- ⑥ 意欲のある人材の地域福祉活動への参加促進、継続 および定着を図ります。
- ⑦ 福祉教育・ボランティア活動支援を推進します。
- ⑧ 地域福祉を担う人材の発掘の場をつくります。
- ⑨ さまざまな地域福祉への参加提案をします。

基本施策Ⅰ-2. 地域での居場所づくり

- ⑩ 多世代・多文化のふれあい、交流ができる居場所づくりの促進を図ります。
- ⑪ 居場所の立ち上げや運営支援を行います。
- ⑫ さまざまな拠点づくりを推進します。
- ⑬ 地域活動に参加できない方などに向けてのアウトリーチの手法を活用した取り組みを行います。

基本施策Ⅰ-3. わかりやすい情報発信とつながりづくり

- ⑭ さまざまな地域福祉活動参加へのきっかけづくりに取り組みます。
- ⑮ わかりやすい情報提供の充実を図ります。
- ⑯ さまざまな参加方法の充実を図ります。
- ⑰ 地域への広報活動への協力や支援を行います。



※⑥～⑰の数字は、実現に向けての取り組みです。

基本方針Ⅱ. 地域生活課題を受けとめ支え合う仕組みづくり（参加支援）

基本施策Ⅱ-1. 見守り、支え合いの推進

- ⑱ 身近な地域でのさまざまな見守り方法を提案します。
- ⑲ 地域住民の支え合いの取り組みの充実を図ります。
- ⑳ 住民主体の生活支援活動を推進します。
- ㉑ 自治会や地域支え合い協議会の取り組みを支援します。
- ㉒ 各地域の実情や特性に応じた、課題解決の支援を提案します。



基本施策Ⅱ-2. 地域で相談し合える仕組みづくり

- ㉓ 民生委員・児童委員への活動支援を行います。
- ㉔ 地域支え合い協議会などの市民活動団体や社会福祉法人が中心となった相談し合える関係づくりを支援します。
- ㉕ 身近に相談できる人の人材育成に取り組みます。
- ㉖ 地域住民同士で生活課題を共有する場をつくります。

基本施策Ⅱ-3. 地域福祉ネットワークの強化

- ㉗ さまざまな活動主体や市、社会福祉協議会がつながる場をつくります。
- ㉘ 社会福祉協議会や地域包括支援センターとの連携・支援を通じて、さまざまな活動主体のネットワーク強化を後押しします。

基本方針Ⅲ. 安心して暮らせるまちの 地域包括支援体制づくり（相談支援）

基本施策Ⅲ-1. 庁内の横断的な支援体制の強化

- ㉙ さまざまな活動主体や市、社会福祉協議会が連携できる環境づくりとして事業者や職員向けの研修や事例検討会を実施します。
- ㉚ 新たに各部課を横断した支援について検討する会議を設置します。
- ㉛ 各部課をコーディネートする仕組みをつくります。

基本施策Ⅲ-2. いきいきと暮らせるまちづくり

- ㉜ 個人の状況や特性に応じた自立や働き方への支援をします。
- ㉝ 健康づくりと介護予防・フレイル予防に取り組みます。
- ㉞ 生活困窮者などへの支援に取り組みます。
- ㉟ 成年後見制度の利用促進を始め権利擁護活動や虐待防止などに取り組みます。

基本施策Ⅲ-3. 災害時に備えた環境づくり

- ㊱ 災害時に支援を必要とする人への支援体制を整備します。
- ㊲ 市民やボランティアによる支援を促進します。





計画の進行管理 について教えて!!

鶴ヶ島市地域福祉審議会条例で、鶴ヶ島市地域福祉審議会がこの計画の進行管理に関する事項を調査・審議することとしています。「PDCA サイクル」の考え方にに基づき、計画の進捗状況や必要な見直しなどについて、継続的に鶴ヶ島市地域福祉審議会が審議します。

社会福祉協議会においても「地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、この計画の進行管理や必要な見直しについて調査・審議します。



計画の詳細 は、どこで見られるの？

計画の詳細は、市役所、保健センター、女性センター、若葉駅前出張所、中央図書館、各市民センターに置いてある冊子か、市ホームページでご覧ください。

市ホームページでは、計画だけでなく、市民意識調査等の結果をまとめたものを見ることができます。



第3次地域福祉計画
市ホームページ



第3次鶴ヶ島市地域福祉計画・鶴ヶ島市社会福祉協議会地域福祉活動計画(概要版) つる♡ほっとプラン

発行年月：令和4年3月

発行：鶴ヶ島市

〒350-2292

住所 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木 16 番地 1

電話 049(271)1111

社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会

〒350-2217

住所 埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木 16 番地 1
(鶴ヶ島市役所 6 階)

電話 049(271)6011

編集：鶴ヶ島市 健康福祉部 福祉政策課
社会福祉法人 鶴ヶ島市社会福祉協議会

イラスト
フルタ ハナコ

